

皆が活躍する職場作りを目指して

ダイバーシティ・女性活躍推進研修 ～開催報告～

一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる社会づくりのためには、マネジメントする側の力も重要です。そこで、1月29日（金）、組織でダイバーシティ・女性活躍推進を考える立場にある人（管理職等）や多様な部下のマネジメントに興味がある人等を対象に「皆が活躍する職場作りを目指して ～ダイバーシティ・女性活躍推進研修～」を開催しました。

働きやすい職場は、社員の貢献意欲が高いとのこと。「私たちはいろいろな属性（能力）があるのに目立ちやすい要素（性別等）にしか目がいかない。このことに気づき、それぞれ一人ひとりの能力を見ることができるようになると良い。」との話に参加者は深く頷いていました。



ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

（出典：国の第4次男女共同参画基本計画）

鹿屋市男女共同参画講演会等業務委託

「一人ひとりを大切にするためのコミュニケーション」を学ぶ講座 ～開催報告～

2月27日（土）、「一人ひとりを大切にするためのコミュニケーション」を学ぶ講座～アサーティブコミュニケーションを使ってみよう～（実施団体：DV被害者支援の会アミーチ）を開催しました。

最初、違いを恐れて自分の意見を述べるのができなかった受講生たちでしたが、講師の指示のもとグループで「違い」について語り合う活動をとおして、講座が終了する頃には皆が積極的に意見を述べられるようになっていました。



講師：多様性トレーナー／ワークショップデザイナー 高崎 恵氏

『鹿屋市男女共同参画推進条例』を制定しました

男女共同参画の基本理念を明確にし、市民、事業者、行政が一体となった取組をより一層推進するため、「鹿屋市男女共同参画推進条例」を制定しました。（平成28年4月施行）

● どうして制定が必要なの？

鹿屋市では、「男女共同参画社会」を実現するため、様々な施策に取り組んできたところですが、実現のためにはまだまだ多くの課題が残されています。

鹿屋市が目指すこと

男女共同参画社会の実現

「男女共同参画社会」とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会。

実現のための課題

- ・ 性別による固定的な役割分担意識（「男性はこうあるべき」「女性はこうすべき」という意識）が根強い。
- ・ ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）のための環境が整っていない。
- ・ 意思決定の場への女性参画ができていない。

など

鹿屋市が将来にわたり豊かで活力のあるまちづくりを進めるために、改めて、

「男女共同参画の理念を明らかにしその重要性を喚起する」とともに、

「市、市民、事業者等が相互に連携・協力する」こと

により男女共同参画を進めていく必要があることから、条例を制定しました。



市、市民、事業者等、**みんなで**

男女共同参画社会づくりに取り組みましょう!!

● 条例の内容

基本理念と市民等の責務

6つの基本理念

【第1章】第3条

- ①男女の人権尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤男女の性と生殖についての理解
- ⑥国際的協調

男女共同参画を阻害する

【第2章】
第8条
第9条

行為の禁止

- ①性別による差別的取扱い禁止
- ②セクハラ、DV、その他他者に対し身体的又は精神的苦痛を与える行為の禁止
- ③公衆表示情報に関する留意

市、市民、事業者等の責務、教育の推進

【第1章】第4条～第7条

鹿屋市の責務

- 基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し実施する
- 市民、事業者等及び国並びに他の地方公共団体との連携に努める

諮問
答申

【第4章】第15条～第21

鹿屋市男女共同参画審議会の設置

- 男女共同参画の推進に関する重要事項等の調査・審議

市民の責務

○家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に協力するよう努める

事業者等の責務

○事業活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画の推進に協力するよう努める

教育の推進

○教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性にかんがみ、基本理念に配慮した教育を行うよう努める

男女共同参画推進の基本的施策

【第3章】第10条～第14条

- 男女共同参画基本計画の策定
- 施策の立案、決定における男女共同参画の推進
- 市民及び事業者等への情報提供や必要な支援
- 男女共同参画推進に関する調査研究
- 市民等の申出に対する適切な対応
- 法制上、財政上の措置
- 広報啓発活動の推進
- DVの防止と被害者の救済
- ワーク・ライフ・バランスの取組
- 防災分野での推進

男女がお互いの人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮することができる

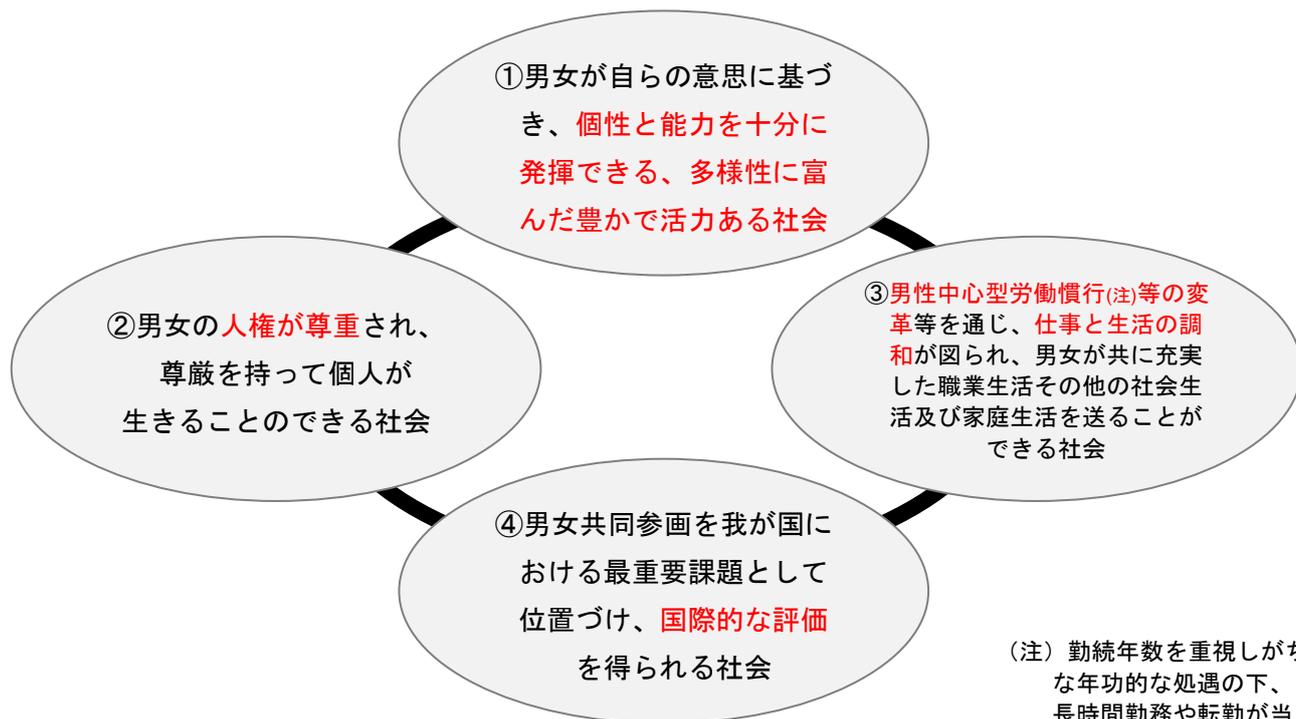
男女共同参画社会の実現

第4次男女共同参画基本計画が策定されました

内閣府男女共同参画局では、男女共同参画基本法に基づき5年ごとに男女共同参画基本計画を策定しています。平成27年12月25日に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画では、平成37年度末までの「基本的な考え方」、平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めています。

http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/

— 目指すべき社会 —



(注) 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

鹿屋市 DV 相談窓口 ～鹿屋市配偶者暴力相談支援センター～

配偶者や交際相手等との関係に、ひとりで悩んでいませんか。

あなたを支援してくれる相談機関があります。まずは、相談してみませんか。

鹿屋市 ☎ **0994-31-1171**

月～金 9時から17時
(祝日・年末年始除く)

緊急の場合は 110番へ

名称	所在地	電話番号	相談時間
県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	鹿児島市	099-222-1467	月～水・金 8:30～17:00 木 8:30～20:00 日 9:00～15:00
県男女共同参画センター (配偶者暴力相談支援センター)	鹿児島市	099-221-6630 099-221-6631	水～日・祝 9:00～17:00 火(休館日の翌日) 9:00～20:00

鹿屋市 市民課 男女共同参画推進室

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号
TEL: (0994) 43-2111 (内線3171)
E-mail: danjyo@e-kanoya.net

FAX: (0994) 31-1170
URL: <http://www.e-kanoya.net/htmbox/danjyo/>